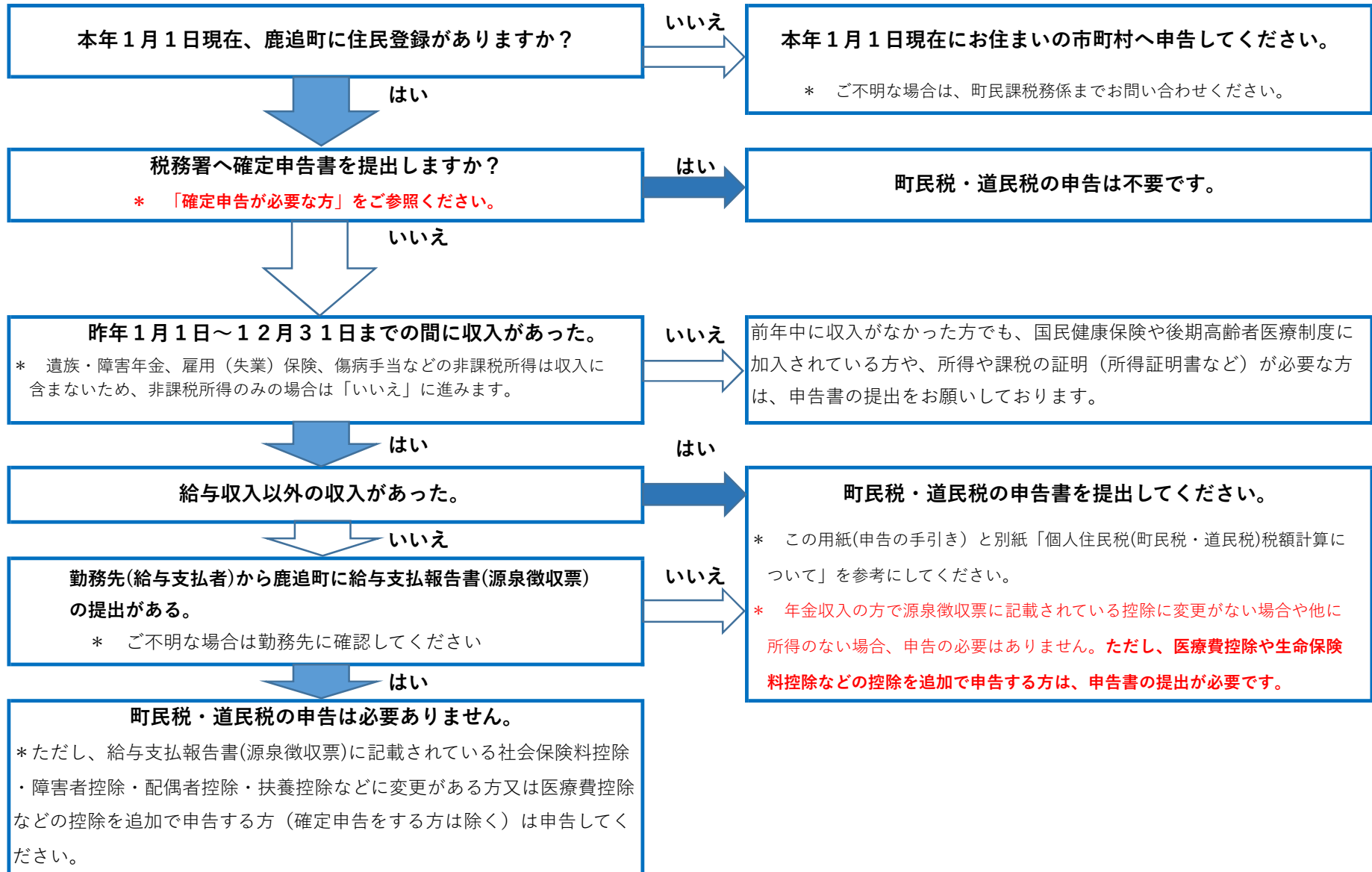


# 申告診断フローチャート



## 確定申告が必要な方

**\* 所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお問い合わせは、お住いの地域を管轄する税務署までお願いいたします。**

### 1 給与所得の方

- (1) 給与所得金額が2000万円を超える方
- (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)が20万円を超える方
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

### 2 年金所得の方

- (1) 公的年金等の収入金額が400万円を超えている方
- (2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万を超える方

### 3 1・2以外の方

- (1) 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える方

### 4 所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方

- (1) 給与所得のある方で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で適用を受けていない控除がある方
- (2) 中途退職などにより年末調整を受けていない方
- (3) 公的年金等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていて、かつ、医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける方のうち、源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税が、申告する所得税額及び復興特別所得税額よりも多い方

**\* 町民税・道民税の申告では、所得税及び復興特別所得税の還付は受けられません。**

問い合わせ先 **帯広税務署** 〒080-0015 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 ☎ **0155-24-2161 (代表)**